三	二二三	一四・五
四	二三五	一三・六
五	二四七	一二・八
六	二五八	一一・九
七	二七〇	一一・一
八	二七〇	一〇・二
九	二七〇	九・四
一〇年目及びその後の各年	二七〇	九・四

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一〇〇一一・〇一〇、一〇〇一一九・〇一〇、一〇〇一一・〇一一、一〇〇一九一・〇一九、一〇〇一九九・〇一一、一〇〇一九九・〇一九及び一〇〇八六〇・二一〇の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　このＴＲＱ―５の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が、国家貿易企業として、ＳＢＳ方式を用いて運用する。

(e)　このＴＲＱ―５の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が産品に対して支払う額に加えることができる最大の額をいう。ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者は、ＳＢＳ入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該ＳＢＳ入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

(f)　ＳＢＳ取引の際に産品に対して購入者が支払う額とＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が支払う額との差額については、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益については、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

7　ＴＲＱ―６　うどん

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一〇
二年目及びその後の各年	一〇

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇二一九・〇九二の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―６の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

8　ＴＲＱ―７　大麦又は裸麦の粉、ひき割りしたもの及びペレット

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一〇〇
二	一二〇
三	一四〇
四	一六〇
五	一八〇
六	二〇〇
七年目及びその後の各年	二〇〇

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇二九〇・一一〇、一一〇三一九・一一〇、一一〇三二〇・四一〇、一一〇四一九・四一〇、一一〇四二九・四一〇及び一九〇四一〇・二三一の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　このＴＲＱ―７の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が、国家貿易企業として、ＳＢＳ方式を用いて運用する。日本国は、このＴＲＱ―７の規定による関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

9　ＴＲＱ―８　大麦又は裸麦の調製食料品

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一〇〇
二	一二〇
三	一四〇
四	一六〇